

熊本放送 人権方針

株式会社熊本放送(以下、当社)は、地域とともに歩む放送局として、熊本の暮らしと文化を支え、信頼されるメディアであり続けるため、事業活動の基本に人権尊重を据えます。本方針は、当社のすべての事業活動における人権尊重の姿勢を示し、最高規範として位置づけるものです。

1. 適用範囲

本方針は、当社のすべての役員・従業員に適用します。

また、取引先や協力会社、グループ会社をはじめ、当社の事業やサービスに関わるすべてのステークホルダーに対しても、人権尊重への理解と協力を働きかけます。

2. 国際規範の尊重

当社は、日本国憲法が保障する人権、国際人権章典、国際労働機関(ILO)の「労働における基本的原則及び権利に関する宣言」をはじめ、国際的に認められた人権を支持し、尊重します。

3. 差別・ハラスメントの禁止と多様性の尊重

当社は、人種、民族、国籍、出身地、性別、年齢、宗教、信条、職業、社会的身分、性的指向、性自認、障がいの有無などを理由とする差別を認めません。

また、パワーハラスメントやセクシャルハラスメントなど、あらゆるハラスメントを防止し、多様な人材が安心して働ける職場づくりに努めます。

4. 労働環境の整備

当社は、強制労働や児童労働を認めず、従業員の結社の自由と団体交渉権を尊重します。

さらに、安全で健康的な職場環境を整え、従業員一人ひとりの心身の健康保持とワークライフバランスの向上に取り組みます。

5. 放送・コンテンツにおける人権配慮

地域に根ざす放送局として、報道や番組制作において表現の自由を尊重しつつ、個人の尊厳を損なわないよう配慮します。

地域社会の声を丁寧に伝え、差別や偏見を助長しない公正なコンテンツ制作を通じ、人権尊重の意識向上に努めます。

6. 地域への貢献

熊本地震や水害の経験を踏まえ、災害時には正確で迅速な情報を提供します。

また、地域文化や歴史の理解促進、地域社会の多様な声の発信を通じ、地域住民の安心と人権尊重に貢献します。

7. 法令遵守と経営陣の責任

当社は、日本の法令および関連する国際基準を遵守し、経営トップが本方針に基づく取り組みを主導します。

本方針は、当社ウェブサイトで公表し、役員・従業員および関係者に周知します。

2025年8月1日
株式会社 熊本放送
代表取締役社長 坂口 洋一朗